

2015年12月28日

明石市長
泉 房穂 様

政策提言市民団体 市民自治あかし

「住民投票条例案」否決後の対応に関する要請書

11月30日付けで貴職宛に提出しました「住民投票条例案についての抗議と修正を求める要請書」に対して、何らの対応のないまま、かつ市民への説明責任が果たされないまま、12月22日の市議会本会議では出席議員の全員一致で同条例案は否決されました。

私たちは12月14日の総務常任委員会での条例案と請願審議にあたって陳述した際、継続審議または議案の差し戻しあるいは撤回を市長に求めるように要請しましたが、議会は請求要件の署名数に関する不明朗な変更経緯について説明することなく、全員一致で否決しました。本会議では4会派4名の議員が議案への反対討論に立ちましたが、うち3名は不明朗な変更経緯について市長の対応を批判し、市民への説明責任を果たすよう求めました。

市長にとっては、議案提出直前に議会多数派議員の圧力に屈して署名数の要件を厳しくするよう議案の内容を変更し条例の可決成立を図ったにもかかわらず、迎合した多数派議員からも裏切られた結果になり、二重に「不名誉」な結末になりました。総務常任委員会で否決されたあと、速やかに議案を撤回し、市民に経緯等を説明した後、次の議会であらためて条例案の出直しを図るための名誉ある機会を逸失されたことが残念です。

12月議会で明らかになったことは、議会内には住民投票条例の制定自体に否定的な議員が存在し、自治基本条例に定めた「市民の市政への参画」を保障する制度に反対する議員が存在することでした。また、署名数の要件だけでなく、署名収集期間や署名に際して押印不要としたことにも反対し、在住外国人に投票権を与えることにも反対している議員が多数にのぼることが明らかになりました。ただ、これらの主張をする議員や会派も、討論に立ち明確な意見を述べたのは民主連合だけで、多数派を構成する真誠会と公明党は討論にも立たないまま、反対しました。

検討委員会の答申に沿った条例案を提出しても、当面はこうした議員と会派が反対し容易に可決に至らないことは、私たちも承知しています。だからといって、こうした議員と妥協して市民が事実上使えない、使いにくい制度をつくってしまっただけでは自治基本条例の趣旨に反します。

政策について、「市民の意思を反映した市長の意思」と「議会の意思」が対立するのは二元代表制である限りあり得ることです。その2つの意思を真っ向から議論し、合意形成へ向けての努力を市民の目に見える場で行うことが、本来の二元代表制です。本会議で市長が繰り返し答弁したように、市長が「市民の意思」と「議会の意思」を調整することでは決してありません。潔く発言の撤回、訂正を求めます。

条例案否決後の対応について、新聞報道では市長は「悩ましい」「今は言えない」として、条例案の再提出について何も語っておられません。私たちは、すでに自治基本条例施行後6年を経ていること等を考えると、市長は“違憲状態”を解消するためにも速やかに、検討委員会の答申に沿った条例案の再提出を進めるべきであると考えます。

1 2月議会で住民投票条例案は否決されましたが、市民は「市民の意思」を反映した条例を早急に制定したいと願っています。本会議で市長は「個人的には（6分の1とは）別の思いを持っている」と、答申通りの条例案を出したかったと読めるような心情を述べ、早期に制定する責任があると発言されました。条例案の審議が付託された総務常任委員会では35分、本会議では24分のわずかな審議で、意見の異なる条例案の中身についてのまともな審議が行われることなく否決した議会の対応が、今後は新たな問題になります。

今こそ「市民の意思」に沿った「市長の意思」を市民に伝え、そのうえで、議会のオープンな場で、条例案の中身について正々堂々と議論され、市民の審判を受けるべきであると考えます。

以上の観点から、以下の3点について確認と対応を要請します。

また、この3点について、市長が市民に直接説明する場を速やかに設けることを求めます。

1. 自治基本条例に定めた市長の責務、および住民投票条例の制定に対する責任を果たすことについて確認すること。
2. 住民投票条例案が議会提出の直前になって、署名数要件の変更を行った経緯について市民への説明責任を果たすこと。
3. 住民投票条例検討委員会の答申を尊重し、早期に条例の制定を図ること。

以上